

原子力災害対策編

第1章 原子力災害の想定

第1節 想定範囲

市は、原子力規制委員会の定める「原子力防災指針」に示されている「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」からは外れているが、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、運用に当たって規定のない事項については、地震・風水害等対策編を準用する。

第2章 原子力災害予防計画

第1節 防災体制の確立等

第1 県及び原子力事業者との連携

1 地域防災計画（原子力災害対策編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には、市が作成する地域防災計画（原子力災害対策編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

2 原子力防災教育・訓練

市は、原子力事業者や、県が実施する原子力防災教育訓練に参加する。

第2節 情報伝達・住民広報体制の確立

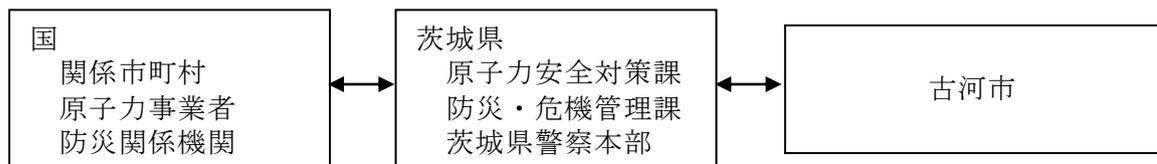
第1 情報伝達・住民広報の手段の整備

- 1 市は、防災関係機関の協力のもと、国、県、所在・関係周辺市町村等が、事故発生時から直ちに連携できる体制を構築するため、専用通信回線、災害時優先電話、移動防災無線、携帯電話等による情報伝達・住民広報体制の整備を図る。
- 2 市は、防災行政無線等の整備を図るなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実を図る。

第2 県との連携

市は、原子力災害に対し万全を期するため、県と連携を密にし、国、関係市町村、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報収集・連絡体制の整備を図る。

【情報収集・連絡体制】



第3 事故・異常時の連絡

県は、原子力事業者から事故及び異常発生の情報を受けることになっている。また、県は平常時より、原子力発電所の防災体制、保安検査等の状況、事故発生時における連絡体制や緊急時の対応等について、緊急事態応急対策拠点（オフサイトセンター）の原子力専門官との情報交換を務めることとしている。

市としては、県を通じて原子力事業者から、事故・異常事態発生時にはその情報を入手するものとする。

第4 住民広報の体制

災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるように、以下の事項をはじめとして、体制を充実させる。

1 広報文例の作成

市は、原子力の専門家、社会学者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

- (1) 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう情報を整理する。
- (2) 放射エネルギーのデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。

2 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

- (1) 市は、原子力の専門家、社会学者、報道機関等と十分協議し、あらかじめ Q&A を準備しておく。
- (2) 事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、特定事象が発生した場合には NTT の災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

第5 モニタリング連絡体制の整備

平常時、県・原子力事業者は環境放射線モニタリングを実施している。緊急時は、県が緊急時モニタリングを実施する。また、国は緊急時迅速放射線予測ネットワークシステム（SPEEDI）により、放射線影響予測を行うこととしており、県は、その予測データを活用する体制を整えている。

市は、平常時及び緊急時のモニタリング情報について、災害時に有効活用できるよう、県をはじめとした防災関係機関との連携・協力体制を整備する。

第6 住民相談窓口の整備

市は、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口設置のための体制を整備する。住民相談は、電話・電子メール、FAX等により受付し、それぞれの連絡先をあらかじめ定めておく。

第3節 災害応急体制の整備

第1 体制の整備

市は、速やかに職員の非常参集、情報の収集連絡、市民への屋内退避の指示が行えるよう必要な体制の整備を図る。体制の確立についてのマニュアルを作成するとともに、関係職員への周知徹底を図る。

第2 屋内などへ退避

市は、市民が短期間で退避できる範囲にある放射線防護効果の高いコンクリート構造物の建築物等への退避を指示する体制を整える。

第3 広域的応援体制

市は、県の協力のもと、広域の市町村間の協定等に基づく広域避難体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等、市町村間の応援体制の整備、充実を図る。

第4節 医療体制の確立

第1 医療体制の確立

放射線被ばく又は放射線汚染を受けた者への対応は、県が関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等において実施する。市は、県が行う緊急被ばく医療の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

一般傷病者に対する医療活動は、県に設置される緊急医療センター長の指示を受け、市が地域医療機関、消防機関及び消防関係機関の協力を得て行う。

第2 安定ヨウ素剤投与体制の確立

市は、県の協力のもと、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な投与を図るため、適正な投与体制の確立を図る。

第5節 教育及び訓練

第1 防災訓練

防災訓練計画は、現場における判断力の向上に資する実践的なものとし、その目的、特定の確認項目を具体的に定める。

防災訓練は、県との協力のもと実施するほか、市が実施する地震・風水害等を対象とした防災訓練と併せて実施する。

防災訓練の例を以下に示す。

- (1) 通信連絡
- (2) 環境放射線測定に関する情報収集
- (3) 住民に対する情報伝達

訓練終了後、訓練の評価を実施し、必要に応じて市地域防災計画の修正、体制の改善を図る。

第2 職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、職員に対し、関係省庁、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修の参加に努める。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、必要に応じて次に掲げる事項等について、市職員に対する職場内教育による知識の習得を図る。これらの研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力発電所等の施設に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射性物質、放射線の性質に関すること
- 5 放射線による健康への影響に関すること
- 6 原子力災害時の広報に関すること
- 7 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関すること
- 8 原子力災害時に市が講じる防災対策に関すること
- 9 放射線防護に関すること
- 10 放射線測定方法及び機器操作に関すること
- 11 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 12 原子力災害時に市、県及び国が講じる対策の内容に関すること
- 13 原子力災害時に住民等がとるべき行動及び留意事項（避難方法、交通規制が実施された場合の車輛運転者の義務等に関すること
- 14 安定ヨウ素剤の調整、服用目的、服用上の注意に関すること
- 15 危機管理に関すること

第6節 住民に対する防災知識の普及

第1 防災知識の普及と啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について、広報誌、パンフレット等の配布、副読本、ホームページ等各種の方法を活用し、住民が理解しやすく、具体的な内容で住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図る。

なお、避難行動要支援者に十分に配慮して広報を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力施設の安全確保に関すること
- 4 原子力災害とその特性に関すること
- 5 避難所に関すること
- 6 原子力災害時に、市、国及び県が講じる対策の内容に関すること
- 7 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 8 原子力災害時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- 9 安定ヨウ素剤の服用目的、服用上の注意に関すること
- 10 環境放射線モニタリングに関すること

第7節 避難行動要支援者への対応

第1 避難行動要支援者に配慮した情報伝達体制の確立

市及び県は、避難行動要支援者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報システムの給付促進、市防災行政無線の戸別受信機の整備、充実を図る。

特に、聴覚障害者に対しては、防災FAX等を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備、充実を図る。

第2 避難行動要支援者に対する防災体制の整備

1 社会福祉施設管理者は、防災組織を整え、職員の動員、避難誘導體制の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との応援協力、地域の自主防災組織、ボランティア組織等との協力体制の整備、充実を図る。

2 市は、避難行動要支援者支援制度により、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等との連携を図り、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難誘導、支援等の安全確保に係る協力体制の整備、充実を図る。

詳細は、「被災者生活支援編第2章第1節第6 災害時における避難行動要支援者の安全確保対策」等を準用する。

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員の参集・動員

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策及び災害復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な職員の動員、伝達及び配備の方法について定める。

1 職員の動員配備体制

予想される災害の規模又は発生した場合の被害状況により、必要に応じ「職員配備体制基準」に基づき、警戒活動体制又は緊急活動体制をとり、所要の活動人員を確保する。

【職員配備体制基準】

本部	体制区分	配備基準
設置前	警戒活動体制	1. 事故が発生し、県等から連絡を受けたとき 2. 又は市長が必要と認めたとき。
災害対策本部 設置後	緊急活動体制	1. 県から、原子力災害特別措置法第10条に基づく特定事象発生のお知らせを受けたとき。 2. 又は、内閣総理大臣が原子力災害特別措置法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発令したとき。 3. 又は市長が必要と認めたとき。

2 配備体制の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

第2節 警戒活動

第1 警戒活動の発動

県から、「原子力事業者から、原子力災害特別措置法第10条に該当する特定事象発生」の通報を受けた旨の通報があった時、又は、その他市長が事故の状況から判断して必要と認めるとき、市長は警戒活動体制をとり、警戒活動を実施する。

第2 警戒活動

1 通報連絡

事故発生時及び警戒活動中の通報連絡は、次のように行う。

(1) 特定事象発生の通報の受報者特定事象発生の通報を受報した者は、下記の事項について通報者に確認し、直ちに本部長に報告する。

- 1)事故発生の時刻及び場所
- 2)事故状況（原因、態様、放射性物質の量、組成等）
- 3)現在講じている措置
- 4)気象の状況（風向、風速、大気安定度）
- 5)敷地境界における線量率
- 6)予想される災害の範囲と程度

(2) 市役所モニタリングポスト観測結果の確認

特定事象発生の通報を受報した者は、直ちに総和庁舎南側に設置されている「モニタリングポスト」より、空中放射線量の観測結果（単位：マイクロシーベルト/時間）を監視し、市長に報告する。

(3) 本部長の行う通報連絡

1)県との協議

本部長は、上記の通報を受けたとき、直ちに県原子力災害対策本部と連絡をとり、市の災害対策に関し協議する。

2)関係職員招集のための通報連絡

本部長は、上記に基づく協議と並行し、直ちに事故対応に必要な職員の招集を指示し、災害対策本部会議において対応策を決定する。

2 情報の収集・連絡及び広報

(1) 情報の収集・連絡活動

情報担当者は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関からの情報収集及び連絡にあたる。また、市内の関係する防災関係機関、学校施設等に連絡し、以降の連絡に対応できる準備を整えるよう要請する。

(2) 広報活動

1)市独自の手段による広報

市及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果

的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 広報車による呼びかけ
- ② パソコン通信、インターネット
- ③ 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
- ④ 防災無線
- ⑤ 携帯電話

2) C A T V局への依頼

市は、被災者向け及び市民向けの広報について、古河ケーブルテレビに要請する。

第3 住民への対応

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、原子力災害時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する確かな情報提供や広報等による対応を迅速かつ的確に行う。

第4 警戒活動から緊急活動への移行若しくは警戒活動の解除

1 警戒活動から緊急活動への移行

本部長は、「原子力災害対策編第3章第3節 緊急活動」に定められた事象に該当する場合、災害応急対策を警戒活動から緊急活動へ移行する。

2 警戒活動の解除

本部長は、国並びに県原子力災害対策本部が、原子力施設の事故が終息し、災害応急対策体制が必要ないと認めたとき、又は災害対策本部会議において災害応急対策の必要がなくなったと認めたときは警戒活動を解除する。

第3節 緊急活動

第1 緊急活動の発動

内閣総理大臣が原子力災害特別措置法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を
発出したとき、又は市長が、事故状況の推移により緊急活動が必要であると認めるとき、
市長は緊急活動体制をとり、緊急活動を実施する。

第2 緊急活動

1 緊急活動の開始

本部長の発令により、職員はあらかじめ指定された場所に集合し、緊急活動の指示
を受ける。

2 緊急活動の実施

緊急活動は次の3段階に分けて実施する。

(1) 第1段階の活動

- 1)事故発生事業所周辺についての情報収集及び状況把握
- 2)避難・屋内退避を含む住民防護活動
- 3)職員の被ばく管理

(2) 第2段階の活動

- 1)放射線又は放射性物質による影響範囲の調査
- 2)飲料水、農作物についての対応
- 3)避難・屋内退避措置の継続

(3) 第3段階の活動

- 1)避難・屋内退避解除に伴う措置
- 2)飲料水、農作物についての安全確認
- 3)災害復旧活動

第4節 情報収集活動と住民防護活動

第1 情報収集活動

災害対策本部は、県及び防災関係機関より事業所における放射線量率分布状況、放出放射性物質濃度、プラントの状況、気象条件、敷地外への影響情報、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）等による敷地外住民への影響予測等を入手し、住民防護計画の展開方法、実施時期等について検討する。

第2 住民防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害特別措置法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、防災指針の基準を踏まえて、住民等に屋内退避、コンクリート屋内退避、避難の指示を行うべきことの指示を行うことになっている。

古河市は、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲外のため、屋内退避等を要する事態は想定されていない。

しかし、仮に原子力災害特別措置法第15条の指示があった場合、市は県と連携して、屋内退避等が必要かどうかについて、住民に対し広報を実施する。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つしゃへい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「コンクリート屋内退避」：原則として住民が短期間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建築物内に退避する。原則として退避するコンクリート屋内退避所は市避難所とする。

「避難」：原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくを低減できる地域に移動する。

第5節 広報

第1 住民等への広報活動

災害対策本部は、状況に応じ、次のような事項について広報する。また、広報室を開設し、報道機関に対する発表を広報室において行う旨表示する。

1 事故、特定事象発生時

速やかに原子力事故の発生を防災行政無線、市ホームページ、広報車等により広報し、安全な場所に待機し、次の情報、連絡を待つように指示する。

2 防護対策決定時

屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難に関する防護対策決定に伴い、対策内容、対策区域等についての情報を住民に速やかに公表する。

3 避難決定時

避難実施に先立ち、輸送計画、避難先等を広報し、避難する場合の注意事項を伝える。

4 その他、変化があった時

事故状況や放射性物質の放出等の状況変化があった場合、適宜その内容を更新する。

第2 緊急時モニタリング結果等の広報

市災害対策本部は、住民に対し、県、原子力事業者等が実施した緊急時モニタリング結果と関連する注意事項及び定期的に事故対策状況等の広報を行う。

第3 計画停電に関する情報伝達

東日本大震災では、計画停電について市民から電話の問い合わせが市役所に殺到したことから、市役所に問合せ窓口を設置して電話問合せ等に一元的に対応する。

第6節 飲食物等に関する措置

第1 飲食物等に関する措置

本部長は、緊急時モニタリング等の結果等に基づく県本部長の指示に基づき、飲料水、農作物等についての摂取制限又は採取制限等が必要になるときは、対象品目、該当区域、制限期日を明示し、関係機関及び住民に周知する。

なお、オフサイトセンターが立ち上がった後、同センターの原子力災害合同対策協議会において、飲食物等に関する措置について協議し、当該措置について結論を得た場合には、国から県への指示、又は県知事から所在・関係周辺市町村長への指示があったものと見なす。

第2 禁止及び制限措置の実施体制

1 飲料水の摂取制限等

飲料水の摂取等の禁止及び制限は次により行う。

(1) 汚染飲料水の使用禁止

1) 緊急給水停止措置

市上水道施設が汚染した場合は、汚染施設の取水及び給水を停止する。緊急給水停止期間は災害対策本部会議に諮って決定し、水道事業管理者が指示する。

2) 上水道の使用禁止

緊急給水停止措置によっても、なお汚染水が供給されてしまった場合は、当該系統の上水道の使用を禁止する。

3) 井戸等の使用禁止

県本部長から使用禁止の指示を受けた区域内に所存する井戸等の使用を禁止する。

2 農畜水産物の摂取制限等

農畜水産物の摂取制限等の禁止及び制限措置は次により行う。

(1) 集出荷機関への指示

県本部長から農畜水産物の摂取禁止又は制限の指示があった地域若しくは、汚染のおそれが予想される地域について、農畜水産物の集出荷を制限する指示を行う。

(2) 一般農家への指示

市場等に出荷しない農畜水産物の摂取、採取の予想される一般農家等に対する摂取制限の指示は、防災行政無線及び広報車等により行う。

3 風評被害等の未然防止

市は県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害の未然防止のため、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第7節 緊急輸送

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位：人命救助、救護活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位：災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位：その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- (2) 避難者等の輸送
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所等を維持管理するために必要な人員、資機材
- (4) 一般医療機関、初期・二次・三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- (5) 食糧、飲料水等生命維持に必要な物資
- (6) その他、緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 本部長は、県本部長及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施することとする。
- (2) 本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、県本部長を通じて、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行う。
- (3) 市及び県本部長は、2によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第8節 要配慮者への配慮

第1 要配慮者への配慮

市は、県と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等を行う。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。その他については、市が別に定める「古河市避難行動要支援者に関する計画」に基づき、「被災者生活支援編第2章第1節第6 避難行動要支援者安全確保対策」等を準用することとする。

第9節 応援要請及び職員の派遣要請等

第1 応援要請

本部長は、必要に応じ、あらかじめ締結された「災害時等の相互応援に関する協定」等に基づき、協定市町村等に対し応援要請を行う。また、必要に応じ、県もしくは近隣市町村等に対し消防相互応援出動隊の出動を要請する。

第2 職員の派遣要請

本部長は、原子力災害応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する（原子力災害特別措置法第28条第3項により読替える災害対策基本法第29条の規定）。

第3 職員の派遣の斡旋

本部長は、知事に対し、原子力災害応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める（原子力災害特別措置法第28条第3項により読み替える災害対策基本法第30条の規定）。

第4 支援要員の派遣要請等

本部長は、状況に応じ、原子力事業者へ支援要員の派遣及び機材等の支援を要請する。また、必要に応じ、隣接市町村に協力を要請する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興活動

第1 事後対策

本部長は、原子力災害に係わる応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を解散し、事後対策を実施するため、国及び県の協力を得ながら各部課を指揮する。

第2 環境放射線モニタリングの公表

市は、県が実施する環境放射線モニタリングの情報を収集し、住民に周知する。

第3 風評被害対策

市は、国及び県の協力を得ながら風評被害の影響を可能な限り取り除き、農林水産業、商工業、観光業への被害を軽減するための対策として、テレビ、ラジオ、インターネット等の各種媒体等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等へのPR活動、街頭での宣伝活動を通じて、イメージ回復のためのキャンペーン等を実施する。

第4 事故に関する住民への広報活動

市は、事故の発生原因、災害影響範囲、安全の確認結果等について住民に周知する。

第5 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県の協力を得ながら被災中小企業、農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第6 心身の健康相談体制の整備

市は、県と共に、市民に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。